第九十一条の二十第五項第四項	第九十一条の二十三第一項	第九十一条の七十第一項
法第二十三条の二の五第二項第三号イからハまで	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第二項第三号イからハまで	
第九十一条の二十第五項	第九十一条の二十三第一項	第九十一条の七十第一項
命ずる	請求する	
第九十一条の二十六第七項	法第二十三条の二の八第一項	法第二十三条の二の二十第一項において準用する法第二十三条の二の八第一項
第九十一条の二十七	法第二十三条の二の五	法第二十三条の二の十七
第九十一条の二十八第一項	法第二十三条の二の五第三項後段	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第三項後段
第九十一条の二十八第二項	法第二十三条の二の五第三項後段	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第三項後段
第九十一条の二十九第一項	法第二十三条の二の五の	法第二十三条の二の十七の
第九十一条の二十九第二項	法第二十三条の二の六第一項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の六第一項
第九十一条の二十九第一項	法第二十三条の二の五第七項第一号	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第七項第一号
第九十一条の二十九第五項	法第二十三条の二の五第七項第二号	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第七項第二号
第九十一条の三十第一項	法第二十三条の二の五第十一項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項
第九十一条の三十第二項	法第二十三条の二の五第十一項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項
第九十一条の三十第三項	法第二十三条の二の八第一項	法第二十三条の二の二十第一項において準用する法第二十三条の二の八第一項
	法第二十三条の二の五第十一項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項
	第九十一条の二十三第一項第二号	第九十一条の七十第一項第五号
第九十一条の三十一	法第二十三条の二の五第十一項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項

第九十一条の三十二第一項	法第二十三条の二の五第十二項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十二項
第九十一条の三十二第二項	法第二十三条の二の五第十一項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項
第九十一条の四十第一項	法第二十三条の二の九第一項	法第二十三条の二の十九第一項において準用する法第二十三条の二の九第一項
第九十一条の四十一第一項	法第二十三条の二の九第四項	法第二十三条の二の十九第四項において準用する法第二十三条の二の九第四項
	法第二十三条の二の九第一項	法第二十三条の二の十九第一項において準用する法第二十三条の二の九第一項
	同条第二項	法第二十三条の二の十九第二項において準用する法第二十三条の二の九第二項
第九十一条の四十一第二項	法第二十三条の二の九第四項後段	法第二十三条の二の十九第四項後段において準用する法第二十三条の二の九第四項後段
第九十一条の四十二第一項	法第二十三条の二の九第四項後段	法第二十三条の二の十九第四項後段において準用する法第二十三条の二の九第四項後段
	法第二十三条の二の五	法第二十三条の二の十七
第九十一条の四十三第一項	法第二十三条の二の九第六項	法第二十三条の二の十九第六項において準用する法第二十三条の二の九第六項
	同条第一項	法第二十三条の二の十九第一項において準用する法第二十三条の二の九第一項
第九十一条の四十三第二項	同条第二項	法第二十三条の二の十九第二項において準用する法第二十三条の二の九第二項
第九十一条の四十四第一項	法第二十三条の二の九第六項	法第二十三条の二の十九第六項において準用する法第二十三条の二の九第六項
	同条第一項	法第二十三条の二の十九第一項において準用する法第二十三条の二の九第一項
第九十一条の四十四第二項	法第二十三条の二の九第六項	法第二十三条の二の十九第六項において準用する法第二十三条の二の九第六項
第九十一条の四十五第一項	法第二十三条の二の五	法第二十三条の二の十七
	法第二十三条の二の九第一項	法第二十三条の二の十九第一項において準用する法第二十三条の二の九第一項
第九十一条の四十五第二項	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者	外国製造医療機器等特例承認取得者
第九十一条の四十六第一項	法第二十三条の二の十一第一項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の十一第一項
	法第二十三条の二の五第一項	法第二十三条の二の十七第一項
	同条第十一項	同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項
	法第二十三条の二の九第一項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項
	法第二十三条の二の九第六項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第六項